

募集

⑩「男女共同参画推進フォーラム」の参加者を募集します

女性の活躍推進に関するワークショップや、男性の働き方改革を考えるシンポジウムが行われる標記フォーラムの参加者を募集します。皆さんぜひご参加ください。

日時 8月27日(土) 集合出発：午前6時30分、帰着予定：午後6時30分

集合場所 笠間市役所本所 駐車場(笠間市中央3-2-1)

研修会場 国立女性教育会館(埼玉県比企郡嵐山町菅谷728)

定員 15名(応募者多数の場合は抽選)

参加費 無料(昼食は研修会場のカフェテリアで各自お召し上がりください。)

交通 笠間市バス

申込方法 電話でお申し込みください。 ※詳細については後日申込者全員に通知します。

申込期限 8月12日(金)

申・問 秘書課(内線225)

※笠間市男女共同参画推進連絡協議会の研修の一環として実施します。

⑪ふるさとを学ぼう「めざせ！筑波山地域ジオパーク」の参加者を募集します

「大地の公園」とも言われるジオパーク。ジオ(地球・大地)に関わる遺産を保護し、研究に活用するとともに、科学教育や防災教育の場として、また新たな観光資源として地域の振興に活かすことができます。

筑波山地域ジオパーク構想について、笠間とその周辺地域の地層、人物、生物の3つの視点から学びます。

日時 8月30日(火) 午前10時～11時30分

会場 友部公民館 2階大会議室(笠間市中央3-3-6)

内容 講演会「めざせ！筑波山地域ジオパーク」～笠間とその周辺地域について学ぼう～

講師 堤 徳郎さん

対象 市内に在住または在勤の方

定員 50名

参加費 無料

申込方法 電話、FAX、メールまたは窓口で直接お申し込みください。

申込期限 8月24日(水)

主催 笠間市民憲章推進協議会 ふるさと発見実践活動委員会

申・問 市民活動課(内線133) FAX 0296-77-1390 メール katsudo@city.kasama.lg.jp

⑫センチュリーラン笠間2016のボランティアを募集します

笠間芸術の森公園をスタートし、約155kmを自転車で走破する「センチュリーラン笠間2016」が開催されます。この大会は、競い合いではなく、周りの景色を満喫しながらコースを完走することを目的としています。

今年も、本大会をサポートするボランティアの方を募集します。皆さんのご参加をお待ちしています。

日時 9月4日(日) 午前7時～午後5時30分

大会本部 笠間芸術の森公園イベント広場

内容 本大会における一般道路での交通誘導等

申込方法 茨城県サイクリング協会に直接、または電話でお申し込みください。

※申し込まれた方には、詳細を後日お知らせします。

申込期限 8月19日(金)

申・問 茨城県サイクリング協会(水戸市小吹町1059-3) TEL 080-1182-6388

⑦高齢者の運転免許自主返納を支援します

笠間市では、交通事故を防止することを目的に、運転に不安を感じて運転免許を自主返納された高齢の方への支援を行っています。

支援要件 ・市内に住所を有する65歳以上の方

・有効期間のある運転免許を全部返納して6か月以内であり、警察署で運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の交付を受けている方

・市税を完納している方

支援内容 「デマンドタクシーかさまの回数券」「期限付き市内タクシー利用券」「市内定期バス利用券」いずれか(12,000円相当額)を贈呈

※支援は一人につき1回限りです。

申込方法

運転免許の取消通知書または運転経歴証明書、印鑑を持参のうえ、市民活動課窓口へ申請してください。各支所地域課でも申請できますが、支援の乗車券等の即日交付はできません。

申・問 [支援に関する問合せ] 市民活動課(内線135)、笠間支所地域課(内線72115)

岩間支所地域課(内線73115)

[運転免許の自主返納に関する問合せ] 笠間警察署交通課 TEL 0296-73-0110

⑧司法書士法律相談を実施します

日時 8月3日(水) 午前9時～午後5時

会場 茨城県内の各司法書士事務所

内容 ・相続、贈与、会社等の相談、およびこれらに関連する不動産、法人登記の相談

・裁判、借金、日常生活のトラブルに関する相談

※事前に各司法書士事務所へお申し込みください。

※本相談は無料です。

問 茨城司法書士会 TEL 029-225-0111

⑨限度額適用認定証等の更新手続きについて

笠間市国民健康保険の「国民健康保険限度額適用認定証(※)」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成28年7月31日までです。更新には申請が必要となりますので、認定証を現在お持ちの方は更新手続きをお願いします。

また、認定証の新規発行は随時行っています。保険診療に係る自己負担の軽減となりますので、医療機関で高額な自己負担が見込まれる際は申請を行い制度をご利用ください。

国民健康保険限度額適用認定証とは？

各世帯の所得に応じた負担限度額区分が記載された認定証のことで、これを医療機関に提示することにより、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

(注) 国民健康保険税の未納がある方、平成27年中の所得の申告をしていない方は認定証の発行ができないことがあります。

必要なもの 国民健康保険証、印鑑(必ずお持ちください)、個人番号がわかるもの、限度額適用認定証等(更新者のみ)

申 保険年金課、笠間支所市民窓口課、岩間支所市民窓口課